

令和7年 第5回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年5月7日(水) 午後2時00分～午後2時38分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(31名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄		15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫		28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 遅刻した委員(1名)

14番 野津憲雄

5 欠席した委員(2名)

19番 伊藤正覚 27番 大橋 功

6 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 報告第3号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

(3) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(4) 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

(5) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

(6) 議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

(7) 議案第21号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議について

7 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、会計年度任用職員 白木

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

13番 高木 栄 15番 伊藤 豊

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。19番 伊藤委員、27番 大橋委員より欠席の報告を受け、14番 野津憲雄が遅れてみえます。

本日の出席委員は34名中31名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第5回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、13番 高木栄委員、15番 伊藤 豊委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第3号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1ページをご覧ください。

報告第3号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和7年5月7日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

2ページのとおり、14件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

相続等の届け出です。以上で報告を終わります。

続きまして、日程第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

【14：04 14番 野津委員 入室】

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年5月7日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件5件、使用貸借案件2件です。

受付番号48番 海津町江東字三の割●●●●番、田、993㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号49番 海津町深浜字中●●●●番 外1筆、田 現況畑、畑、計2,632㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号50番 海津町内記字二の割●●●●番 外1筆、畑、計140㎡。

譲渡人、大垣市、●●●●。譲受人、不破郡垂井町、●●●●。申請事由：贈与。

受付番号51番 南濃町津屋字広畑●●●●番 外2筆、畑、計310㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与。

受付番号52番 南濃町駒野字八幡前●●●●番 外1筆、畑、計1,317.97㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号53番 海津町本阿弥新田字村内●●●●番 外4筆、田畑、計13,306㎡

使用貸人、海津町、●●●●。使用借人、同所、●●●●。申請事由：経営移譲。

受付番号54番 南濃町羽沢字井口●●●●番 外4筆、田畑、計5,455㎡

使用貸人、南濃町、●●●●。使用借人、同所、●●●●。申請事由：経営移譲。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号48番及び49番の案件について、10番 加藤委員お願いします。

◎10番 加藤委員

受付番号48番及び49番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

両案件とも、譲渡人は、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、住居に近く経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号50番の案件について、20番 岡田委員お願いします。

◎20番 岡田委員

受付番号50番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、担い手として農業経営を拡大するため贈与を受けられるもので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号51番の案件について、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号51番の案件について、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、担い手として農業経営を拡大するため贈与を受けられるものです。ちなみに、譲渡人と譲受人は親類縁者です。問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号52番の案件について、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号52番の案件について、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、住居に近く経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号53番の案件について、34番 松田委員お願いします。

◎34番 松田委員

受付番号53番の案件について、申請の目的は、経営移譲です。

使用貸人は、農業者年金加入者で、子に経営移譲するため使用貸借権を設定されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号54番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号54番の案件について、申請の目的は、経営移譲です。

使用貸人は、農業者年金加入者で、妻に経営移譲するため使用貸借権を設定されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

5ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年5月7日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号 55番 海津町高須町字武士小路●●●●番 外1筆、畑、現況 境内地、6.60㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：境内地（通路）。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に海津小学校、海津明誠高校がある第3種農地であると判断します。既に通路として利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号 56番 南濃町津屋字八幡●●●●番 外1筆、畑、現況 宅地、442㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね500m以内に美濃津屋駅がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に住宅として利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号 55番を、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号 55番の案件については、申請の目的は、境内地の通路です。

住職が平成24年に就任したころには、既に北側寺院の通路として一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 56番の案件について、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号 56番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請者は、少なくとも昭和47年以前より、東側の宅地と住宅敷地として一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第6 議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

6ページをご覧ください。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年5月7日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件 9件、賃貸借案件 1件です。

受付番号57番 南濃町庭田字三之輪●●●●番 外2筆、畑、計984㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●、南濃町、●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●株式会社。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号58番 南濃町庭田字三之輪●●●●番 外3筆、畑、計1,190㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●、大垣市、●●●●。

譲受人、転用目的、農地区分、被害防除は、受付番号57番と同じです。

受付番号59番 南濃町庭田字三之輪●●●●番 外3筆、畑、計1,072㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●、南濃町、●●●●。

譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的、農地区分、被害防除は、57番と同じです。

受付番号60番 南濃町庭田字古畑●●●●番、畑、1,647㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。

譲受人は59番、転用目的、農地区分、被害防除は、57番と同じです。

受付番号61番 南濃町庭田字古畑●●●●番 外3筆、畑、計1,096㎡。

譲渡人：南濃町、●●●● 外3名。

譲受人は59番、転用目的、農地区分、被害防除は、57番と同じです。

受付番号62番 南濃町庭田字古畑●●●●番 外7筆、畑、1,484.42㎡。

譲渡人：南濃町、●●●● 外3名。

譲受人、転用目的、農地区分、被害防除は、57番と同じです。

受付番号63番 南濃町上野河戸字北条●●●●番 外2筆、畑、1,164㎡。

譲渡人：南濃町、●●●● 外2名。

譲受人は59番、転用目的、農地区分、被害防除は、57番と同じです。なお、この案件は議案第20号と関連しますので、併せて説明させていただきます。9ページをご覧ください。

議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和7年5月7日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号68番、土地の表示などは、先ほどの説明のとおりです。

譲渡人は、平成4年3月27日に、倉庫として転用許可を得ておりますが、諸般の事情により断念され、承継人が太陽光発電施設とされるものです。戻りまして、8ページをご覧ください。

受付番号64番 南濃町太田字山畑●●●●番、畑、1,119㎡。

譲渡人：三重県桑名市、●●●●。

譲受人は59番、転用目的、被害防除は、57番と同じで、この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津駅がある第3種農地であると判断します。

受付番号65番 南濃町吉田字村上●●●●番 外1筆、田、計34㎡。

譲渡人：岐阜市、●●●●、南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、株式会社 ●●●●。

転用目的：建設業 資材置場進上路。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津支所がある第3種農地であると判断します。被害防除では、隣地境界にL型擁壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号66番 賃貸借案件です。

南濃町駒野字墓ヶ谷下●●●●番、畑、現況宅地、1,100㎡。

賃貸人：南濃町、●●●●。賃借人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする、第3種農地であると判断します。既に住宅として利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

9ページをご覧ください。受付番号67番 事業計画変更案件です。

南濃町奥条字北林●●●●番 外2筆、畑、現況雑種地、計536㎡。

賃貸人：南濃町、●●●●。賃借人：大阪府松原市、●●●●。

申請人は、平成9年9月29日に、会議室・倉庫として転用許可を得ましたが、会議室の建築位置が変更となり、申請地を神社参拝者駐車場として利用していたため是正されるものです。

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号５７番から６２番について、１３番 高木委員お願いします。

◎１３番 高木委員

受付番号５７番から６２番の案件については、６件とも申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので、

また、この庭田の古畑、三之輪地域ですが、太陽光発電の申請が多数ありましたので、地元庭田区の総会におきまして、譲受人から説明がされ、審議がされました。結果、追認され承認されております。問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号６３番及び事業計画変更の６８番を、５番 古川委員お願いします。

◎５番 古川委員

受付番号６３番及び事業計画変更の６８番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。

なお、●●●●番は、平成４年に倉庫目的にて５条許可を得ていましたが断念され、事業計画変更されるものです。いずれも、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号６４番を、３３番 伊藤委員お願いします。

◎３３番 伊藤委員

受付番号６４番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号６５番を、１５番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号65番の案件については、申請の目的は、建設業の資材置場進入路です。

譲受人は、隣接地にて建設業を営み、事務所や資材置場へ進入する市道が狭く、通行が困難であるため、売買により取得され申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号66番及び事業計画変更の67番を、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号66番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

賃貸人は、相続により申請地を取得されましたが、義父が大正時代より賃借人の父に賃貸され、住宅として利用されていたものを是正されるものです。

また、受付番号67番の案件は、申請の目的は、参拝者駐車場です。

申請人は、平成9年に会議室・倉庫目的で5条許可を得ていましたが、建築位置を変更したことから、参拝者の駐車場として利用していたものを是正されるものです。

両案件とも問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

よろしいですか。それでは、質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

はい、挙手多数ですので、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

続きまして、日程第7 議案第21号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

10ページをご覧ください。

議案第21号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議について
農地法第3条第1項目的の買受適格証明願があったので審議を求める。

令和7年5月7日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号69番 海津町鹿野字東縄1228番、田、1,701㎡。

申請人：養老郡養老町、株式会社 ●●●●。申請事由：農業経営拡大

この案件は、令和7年3月12日付け 岐阜地方裁判所 令和6年ケ第90号公告の競売で、開札は6月17日、売却決定は8月7日となり、この競売に参加するため、買受適格証明書の発行を求められる案件です。別記3審査書に基づき審査した結果、不許可項目には該当せず、買受適格証明の交付要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。8番 加賀委員お願いします。

◎8番 加賀委員

受付番号69番の案件について、譲受人は、担い手として農業経営を拡大するため競売に参加されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第21号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議については、証明書を交付することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第21号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に対する審議に

については、証明書を交付することを決定します。なお、売却決定を受け農地法３条の規定による許可申請がなされた場合には、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き許可することを決定します。

本日予定の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後２時３８分）

議事録署名者

１３ 番

１５ 番

議 長